

## 高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱

(目的)

第1条 高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号。以下「条例」という。)

第6条第1項の規定に基づく県立高等学校の授業料及び受講料(以下「授業料等」という。)の免除に関する取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(方針)

第2条 県立高等学校に在学する生徒の授業料等の免除は、経済的理由により就学が困難な者については、学習に対する意欲や家計・家族の状況を総合的に検討したうえで決定する。

(授業料等免除審査会)

第3条 前条の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ別に設置する高知県立高等学校授業料等免除審査会の意見を聞くものとする。

(区分及び免除基準)

第4条 授業料等の免除は全額免除及び半額免除(免除金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とし、それぞれ次の基準により決定する。

(1) 授業料等の免除を受けようとする生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、全額免除とする。

(ア) 生活保護法による被保護世帯に属する者(高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る)

(イ) 児童福祉法に規定する児童養護施設入所者

(2) 授業料等の免除を受けようとする生徒及び生徒の父母(父母に代わって家計を支えている者がある場合はその者を含む。以下「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合であって、保護者等の死亡、疾病・障害、失業等の事情により、学費の支弁が困難であると認められるときは、全額又は半額免除とする。

(ア) 地方税法の規定により市町村民税が非課税であるとき

(イ) 地方税法の規定により市町村民税の課税が均等割のみであるとき

(ウ) 地方税法の規定による市町村民税の課税標準額が35万円未満であるとき

(3) 火災・風水害等により、家屋等を半壊(半焼)以上の被害を受け、学資の支弁が困難となった者(申請時において被災にあった時点から1年以内の者に限る。)は、全額又は半額免除とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、家計の急変等、特別の事情により学費の支弁が困難となった者については、全額又は半額免除とする。

2 学校長は、申請のあった生徒の学習に対する意欲について判断する。

ただし、その原因が病気等特別な事情がある場合を除き、次に掲げる者については、原則として免除の対象としない。

(1) 申請時において、原級留置により進級できなかったため同一学年を重ねて履修する者

(2) 単位制による課程に在籍する者にあつては、前年度において全日制の課程では年間24単位以上、多部制及び定時制の課程では年間18単位以上の単位を履修していない者

(免除期間)

第5条 授業料の免除期間は、4月分から翌年3月分までとする。ただし、年度の途中において申請があつた場合は、申請書が受理された日の属する月から当該年度の3月分までとする。

(申請手続)

第6条 免除を受けようとする者は、次に掲げる申請書類を学校長を経て教育長に提出しなければならない。

(1) 授業料免除申請書(様式第1号)

(2) 別表に定める免除を受けようとする事由を証明する書類

2 申請書類の提出期限は、学校長の定める日までとする。ただし、年度途中において特別の事情の生じた者については、その都度申請するものとする。

(決定及び通知)

第7条 教育長は、学校長から提出された申請書類を審査の上、免除に関する決定を行い、学校長を経て当該申請者に通知する。

(免除決定の取消し)

第8条 第6条の規定により提出した申請書類に虚偽記載の事実があった場合、教育長は、当該免除の決定をした時にさかのぼって、当該決定を取り消すものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、免除に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行し、この附則による改正後の高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行し、この附則による改正後の高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月19日から施行し、この附則による改正後の高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月26日から施行し、この附則による改正後の高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。